

「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン(案)」の概要

本ガイドラインは、「工期に関する基準」(令和2年7月20日中央建設業審議会決定)に加え、気象・海象等の自然の影響を大きく受けなるなど特殊な条件下での工事となることや漁業関係者をはじめ多様な関係者との調整が必要となることなど、港湾・空港工事の特徴を踏まえた適正な工期の設定に際して考慮すべき事項の集合体である。

本編

第1 総論

- 1 本ガイドラインの背景・趣旨
- 2 適用範囲
- 3 工期の基本構成
- 4 用語の定義
- 5 ガイドラインの見直し

第2 港湾・空港工事にかかる工期の設定における受発注者の留意事項

- 1 発注者が留意すべき事項
- 2 受注者が留意すべき事項

第3 港湾・空港工事の特徴

- 1 港湾工事
- 2 空港工事

第4 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 自然要因 | 6 工期変更 |
| 2 休日・法定外労働時間 | 7 工期とコストの関係 |
| 3 イベント | 8 その他 |
| 4 制約条件 | |
| 5 関係者との調整 | |

資料編

第1 建設業法等の規定における工期に関する考え方

- 1 建設業法における建設工事の考え方
- 2 品確法、入契法における公共工事の考え方

第2 国が発注する港湾・空港工事における適正な工期設定に向けた取組

- 1 特記仕様書において明示すべき施工条件の項目等
- 2 受発注者(下請負人を含む)間における協議の枠組み
- 3 港湾工事における試行工事の積極的な活用
- 4 休日確保に係る意識改革
- 5 契約変更事務ガイドラインの活用
- 6 新型コロナウイルス感染症対策

工程・工種別編

第1 工程別に考慮すべき事項

- 1 準備
- 2 外的要因に係る不稼働日等
- 3 供用開始にかかる要請等の状況
- 4 現場不一致等による工法等変更
- 5 後片付け

第2 工種別に考慮すべき事項(港湾工事)

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 浚渫・土捨工 | 9 維持補修工 |
| 2 地盤改良工 | 10 構造物撤去工 |
| 3 基礎工 | 11 仮設工 |
| 4 本体工 | |
| 5 上部工 | |
| 6 付属工 | |
| 7 埋立工 | |
| 8 コンクリート舗装工 | |

第3 工種別に考慮すべき事項(空港工事)

- | | |
|---------------|---------|
| 1 共通事項 | 8 維持補修工 |
| 2 用地造成工 | 9 作業終了時 |
| 3 滑走路等の地盤改良工 | |
| 4 滑走路等の切削・舗装工 | |
| 5 アスファルト舗装工 | |
| 6 コンクリート舗装工 | |
| 7 飛行場標識工 | |

「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン(案)」の詳細(本編その1)

本編は、本ガイドラインを作成した背景、趣旨、及び本ガイドラインの適用範囲、用語の定義、見直し、工期設定における受発注者の責務、港湾・空港工事の特徴など、港湾・空港工事全般に関する考え方を取りまとめたものである。

第1 総論

1 本ガイドラインの背景・趣旨

- ・ 港湾・空港工事の特徴を踏まえた適正な工期の設定を行うため、受注者及び発注者(下請負人を含む)が特に考慮すべき事項の集合体として作成。
- ・ 適正な工期の設定により、長時間労働の是正等の働き方改革が推進され、結果的に将来にわたる担い手確保や、質の高い港湾・空港建設サービスの持続的な供給を目指すもの。
- ・ 本ガイドラインにおける「適正な工期」とは、設計図書に規定する品質の工事目的物を建設工事従事者の休日(週休2日等)を確保しつつ標準的な施工方法及び所要費用によって施工する際に必要となる工期のことを指す。

2 適用範囲

- ・ 国が発注する港湾・空港工事を主な対象とするが、地方公共団体及び民間事業者が発注する工事においても本ガイドラインの準用を推奨。

3 工期の基本構成、4 用語の定義(抜粋)

(1)工期：契約日から工事の完成までの期間(下記の(2)～(5)の期間の合計

　(2)準備期間：施工に先立って行う資機材調達、人材確保等に要する期間

　・施工に必要な期間

　　(3)施工に必要な実日数：積算数量、施工の諸条件(施工パーティ一数、施工時間等)により算出される実働日数

　　・休日

　　・土日、祝日

　　・年末年始休暇(6日間)
　　・夏期休暇(3日間)

　　・気象、海象条件による作業不能日

　　・現場固有の不稼働期間

　　・地域の実情による工事不能期間(漁期や地元の催事等)
　　・工事の性格による工事不能期間(作業ヤードに関する制限
　　・や空港運用時間等の制約)

　(5)後片付け期間

5 ガイドラインの見直し

- ・国土交通省港湾局・航空局において、各工事終了後に休日確保状況を確認し、実施出来なかったものについてはその理由を整理・分析し、蓄積された知見に基づきガイドライン見直し等の措置を実施

第2 港湾・空港工事に係る工期の設定における受発注者の留意事項

1 工期設定における発注者の留意事項

- ・長時間労働の是正や週休2日の確保などに配慮し、実施可能な工程を念頭に置いた適正な工期を設定する。
- ・発注者は、施工条件の調査、把握を十分に行い、特記仕様書に的確に明示するとともに、受注者における工事計画の立案や、設計変更等の円滑化に資するため、必要に応じてチェックリスト等を提供する。
- ・当初発注者が想定していた施工条件等に変更が生じた場合や、設計変更事象発生時には、工程について受発注者が協議する場を設け、協議の結果工程の変更が必要となった場合、国土交通省港湾局が作成する契約変更事務ガイドライン等を活用しつつ、速やかに受発注者間で協議の上、必要に応じて契約変更を行う。
- ・受注者の人材、資機材の効率的な活用に資するため、大規模な工事の発注見通しについて可能な範囲での公表や、工事時期の集中期間の回避による施工時期の平準化を促進する。

2 工期設定における受注者の留意事項

- ・受発注者間の工期の設定が、それ以降の下請契約に係る工期の設定の前提となることを十分に認識し、適正な工期での請負契約の締結や、前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に務める。
- ・下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間等の条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、適正な額の請負代金及び工期を定めなければならない。
- ・適正な品質や工程を確保するために、必要に応じて合理的な技術提案を積極的に行い、より一層の生産性向上に向けた取組を推進する。

「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン(案)」の詳細(本編その2)

第3 港湾・空港工事の特徴

1 港湾工事

(1)総論

性能要求は同じでも施工箇所における各種条件が異なるため、その形状、施工方法がそれぞれの工事で異なる。

(2)気象海象条件

海象等自然の影響を大きく受けるため、現場条件に即した施工計画、安全管理対策が必要である。

(3)港湾施設の建設・改良に用いる機材の特徴

港湾工事は作業船を用いて行なうことが特徴であり、全国的にも調達先が限られた作業船を確保する必要があるため、発注者は、作業船の稼働状況や調達に要する期間を適切に把握する必要がある。

(4)多様な関係者

計画、発注、施工の各段階において地域住民、企業、施設利用者、漁業関係者等との調整が必要。

2 空港工事

(1)総論

航空機運航への影響を最小限に抑え、必要な保安上の対策を講じ、空港運用の安全性を十分に保持できるよう効率的、安全かつ確実な工事が可能となる適正な工期設定が求められ、それを受発注者、元下間合意の下で実施することが重要。

(2)空港工事特有の制約条件

航空機の運航に支障が生じないよう、車両の立入り等に一定の制限等が定められている区域(制限区域)で工事を実施。また、工事目的とその影響に応じて航空会社、空港事業者等との調整が必要。

(3)空港工事の多様な関係者

空港管理者の他、航空会社、空港事業者等多様な関係者との調整に要する期間の考慮が必要。

制限区域外においては、道路規制に関する所管警察署や道路管理者、周辺住民に対する配慮が必要。

第4 工期全般にわたって考慮すべき事項

1 自然要因

- 波浪、海霧などの海象条件、降雨や降雪による不稼働日(雨休率設定等)
- 風浪、寒冷・多雪地域における冬期休止期間や作業制限
- 工事に好都合な潮位の時期の活用等

2 休日・法定外労働時間

(1)法定外労働時間

- 令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用。
- 厚労省策定の労働時間把握のためのガイドラインを踏まえた対応が必要。

(2)週休2日(4週8休)の確保

- 発注者は、土日、祝休日、夏期休暇、年末年始を休日として工期設定する。
- 受注者は、原則として土日を閉所する週休2日を基本とする。工事の特性により困難な場合、4週8閉所や従事者個人での4週8休を確保するよう労務管理を実施。
- 発注者は、受注者が安心して休日を確保できるよう、週休2日を達成した工事については、労務費や機械経費、共有仮設費率、現場管理費率の増加や成績評定での加点措置を講じる。また、週休2日が困難であるため、代替措置として4週8閉所や従事者個人での4週8休を実施した場合でも、週休2日達成時に準じて、経費や成績評定を行う等の措置を講じる。
- 週休2日に当たっては、日給制技能労働者等の待遇水準の確保に十分留意し、労務費等その他の必要経費に掛かる見直し等の効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準の確保等を図る必要がある。

(3)作業船特有の事情を踏まえた対応

- 作業船の乗組員には、船員と非船員が混在している。船員の労働時間については、別途検討が進められている。国土交通省港湾局では、これらの議論を踏まえつつ、以下について取り組む。
 - ✓ 乗組員の休日や適正な労働時間が確保出来る環境を整備するため、乗組員が、陸上の宿泊施設で宿泊することが可能となるよう、工事現場近傍における係留施設の確保に向けた検討を進める。
 - ✓ 作業船内で宿泊せざるを得ない場合も想定されることを踏まえ、船内の居住設備に係る基準等について検討する。

次項に続く

「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン(案)」の詳細(本編その3)

第4章 工期全般にわたって考慮すべき事項

3 イベント

- ・年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク、漁期、地元の催事等に合わせた特別休暇等により、通常より長い工期を設定する必要が生じる場合があることに対する考慮が必要。
- ・休暇や不稼働日があらかじめ想定される場合は、**特記仕様書等に記載する。**

4 制約条件

- ・施工箇所及びその周辺の条件に伴う制約が生じる場合があることに対する考慮が必要

- ✓港湾施設の利用に関する制限
- ✓漁業関係者との調整に基づく制限
- ✓他の工事の終了、開始時期により生じる当該工事に係る施工時期の制限
- ✓近接する他港区の制約に係る制限
- ✓作業船の回航、艤装等に要する期間
- ✓作業ヤードに関する制限(面積、搬入経路等)
- ✓土砂処分場の確保に係る制限
- ✓空港制限表面、鉄道近接など立地に係る制約条件
- ✓道路の加重制限による搬入ルートや時間の制限
- ✓周辺への振動、工事車両等に配慮した作業内容や時間の制限
- ✓不発弾等の危険物の存在による規制
- ✓空港の運用時間に係る制限 等

- ・供用中施設の改良など安全対策や利用者調整に時間を要することに留意が必要。供用中施設の改良工事については、安全対策や調整に通常より多額の費用を要しているケースが見受けられるため、国土交通省港湾局においては、**これに要する適正な経費の水準について調査検討を進める。**

5 関係者との調整

- ・下記に関する調整に要する期間に対する考慮が必要
 - ✓施工前に必要な計画の地元説明会や地元の理解を得るために要する期間
 - ✓工事海域に関する海上保安部との協議期間
 - ✓供用中岸壁における工事に係る当該施設利用者等との調整に要する期間
 - ✓電力・ガス事業者などの占用企業者等との協議調整に要する時間
 - ✓空港の制限区域への立入りや、空港管理者及び関係者との調整期間 等
- ・着工までに関係者との調整が整っていない場合は、協議内容や完了予定期間等について**特記仕様書等にその旨を記載するなどして調整状況等について情報提供する。**

6 工期変更

- ・工期変更等に伴う工期延長や、工程遅延等が生じたにも関わらず工期延長ができず、後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる等の場合は、受発注者間で協議の上、**必要な請負代金の額の変更等、適切な変更契約を締結 等**

7 工期とコストの関係

- 品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係している。特に**工期とコストはトレードオフの関係**であることに留意が必要。

8 その他

- ・過去の同種類似工事において当初の見込みよりも長い工期を要した実績が多いと認められる場合には、当該工期の実績を考慮する。

「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン(案)」の詳細（工程・工種別編）

「工程・工種別編」は、港湾・空港工事で考慮すべき共通の事項、港湾工事で考慮すべき事項、空港工事で考慮すべき事項について工程別、工種別にとりまとめたものである。

第1 工程別に考慮すべき事項

- 1 準備
 - (1)人材の確保
 - (2)資機材の手配
 - (3)作業ヤードと付帯設備の確保
 - (4)施工計画策定
 - (5)調査・試験・照査
 - (6)法令手続き
 - (7)空港工事に係る各種申請
 - (8)空港工事に係る関係者調整等について
- 2 外的要因に係る不稼働日等
 - (1)共通
 - (2)荒天
 - (3)潮位・潮流
 - (4)泊地・航路
 - (5)環境
 - (6)他の港湾利用者等との調整
 - (7)えい航
 - (8)空港
- 3 港湾施設、空港施設の供用開始に係る要請等地域の状況
- 4 現場不一致等による工法変更
- 5 後片付け
 - (1)自主検査及び清掃
 - (2)原型復旧条件

第2 工種別に考慮すべき事項(港湾工事)

- 1 浚渫・土捨工
 - (1)共通事項
 - (2)ポンプ浚渫工
 - (3)グラブ浚渫工
 - (4)土運船運搬工
 - (5)リクリーマ揚土等
 - (6)バックホウ揚土
- 2 地盤改良工
 - (1)海上地盤改良工
 - ア 共通事項
 - イ 床堀工
 - ウ 置換工
 - エ 圧密・排水工
 - オ サンドコンパクションパイロット工
 - カ 固化工
 - キ サンドドレン工
 - (2)陸上地盤改良工
 - ア 共通事項
 - イ 圧密・排水工
 - ウ 陸上深層混合処理杭
- 3 基礎工
 - (1)基礎工
 - ア 基礎盛砂工
 - イ 基礎捨石工及び被覆石工
 - ウ 基礎ブロック工及び被覆・根固ブロック工
 - エ 水中コンクリート工
 - オ 水中不分離性コンクリート工
 - カ 機械均し
 - キ バックホウ均し
- 4 本体工
 - (1)ケーソン式
 - ア ケーソン製作工
 - イ ケーソン進水据付工
 - ウ 中詰工
 - (2)鋼矢板式
 - ア 鋼矢板工
 - イ 控工
 - (3)鋼杭式
 - ア 鋼杭工
- 5 上部工
 - (1)上部コンクリート工
- 6 付属工
 - (1)付属工
 - ア 共通事項
 - イ 防舷材工
 - ウ 防食工
 - (2)雑工
 - ア 現場鋼材溶接工・切断工
- 7 埋立工
 - (1)埋立工
 - ア 埋立工
 - イ 土運船運搬工・揚土埋立工等
 - (2)裏込・裏埋
 - ア 裏込工
 - イ 裏埋土工
 - (3)土工
- 8 コンクリート舗装工
- 9 維持補修工
 - ア 維持塗装工
 - イ 防食工
- 10 構造物撤去工
 - ア 取壊し工
 - イ 撤去工
- 11 仮設工
 - ア 仮設道路工

第3 工種別に考慮すべき事項(空港工事)

- 1 共通事項
- 2 用地造成工(土工・緑地工)
- 3 滑走路等の地盤改良工
- 4 滑走路の切削・舗装工
- 5 アスファルト舗装工
- 6 コンクリート舗装工
- 7 飛行場標識工
- 8 維持修繕工
- 9 作業終了時

「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン(案)」の詳細(参考編)

「資料編」では、港湾・空港工事の工期の設定にあたり参照すべき法令や、国が発注する港湾・空港工事における工期の設定にかかる基準及び適正な工期の設定にかかる取り組みに関する情報を取りまとめたものである。

第1 建設業法等の規定における工期に関する考え方

1 建設業法における建設工事の基本的な考え方

- 受発注者や元請負人と下請負人が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならない。
- 建設工事の請負契約の当事者が請負契約の締結に際して工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容を書面に記載しなければならない。
- 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。
- 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。
- 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

2 品確法及び入契法における公共工事の基本的な考え方

- 請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、適正な額の請負代金工期を定める公正な契約を締結する。
- 発注者は、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期を設定する。
- 発注者は、翌年度にわたる工期設定など必要な措置を講じることにより、施工時期の平準化を図る。
- 現状不一致の場合や不測の事態が発生した場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合、その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。

第2 国が発注する港湾・空港工事における適正な工期設定に向けた取組

1 特記仕様書において明示すべき施工条件の項目および事項について

- 特記仕様書に記載すべき明示項目、明示事項を規定。

2 品質確保調整会議等

- 適正な工期設定を含む契約内容について十分に理解・合意したうえでの円滑な工事の実施及び品質の確保を図るため、受発注者双方の責任者を入れた「品質確保調整会議」及び「三者連絡会」を工事着手前、設計変更事象発生時等において開催。

3 港湾工事における試行工事の積極的活用

- 現場における適切な休日確保を促すため、週休2日（4週8休）を達成した工事に対して工事成績を加点する『休日確保評価型試行工事』を原則としてすべての工事において実施。
- 港湾工事は地域の事情や施設の供用開始日が決まっている等の理由で工期延長ができないことも多い。工期を延長せずに、技能者の休日を確保するために『休日確保評価型試行工事（工期指定）』及び『荒天リスク精算型工事』等の試行工事を積極的に活用。

4 休日確保にかかる意識改革

- 受発注者間、元下間の意見交換会等を通じて、すべての関係者の休日取得にかかる意識を高めていく。

5 契約変更事務ガイドラインの活用

6 新型コロナウイルス感染症対策

- 新型コロナ感染症の拡大防止措置等の取組に当たっては、作業効率の低下や、作業員の減少に伴う工程遅延が発生し、適正な工期を確保できなくなった場合は、「品質確保調整会議」で協議のうえ、必要に応じて適切な工期延長等の対応をすることが必要。